

審査基準整理票

処分名	住宅以外の用途の併用の承認		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項)	第23条
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(条項)	第25条の2 第2項
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	25日	法定処理期間	一日

- 【審査基準】
- ・文書の名称【】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

[用途変更基準]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第25条の2により、「当該市営住宅の管理上の支障の有無」を考慮してその可否決定するとなっている。

なお、「当該市営住宅の管理上の支障の有無」とは、次に掲げる通りとする。

(1) 大津市営住宅の用途変更は、その用途が実質的に失われない範囲において、その一部を他の用途へ併用する場合は、認められるが、全部についての用途変更は認めていない。

また市営住宅における営業については、公営住宅に入居している又は入居することとなる身体障害者が市営住宅内において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの営業を行うことを希望するときは、管理上得に支障がないと判断した時に限りこれを認めるとしている。

参考

[根拠法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例

第23条 入居者は、当該市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

[基準法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

第25条の2 入居者は、条例第23条ただし書きの規定により、市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、市営住宅一部用途変更承認申請書（様式第30号）を、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該市営住宅の管理上の支障の有無を考慮してその可否を決定し、市営住宅一部用途変更承認・不承認通知書（様式第31号）により当該入居者に通知するものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。